

竹原市事業評価監視委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹原市公共事業等再評価実施要領に基づいて設置する竹原市事業評価監視委員会(以下「委員会」という。)の委員、組織、会議、事務局、その他委員会について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、市長が提出した再評価を実施する事業の一覧表の中から、各事業を取りまく社会経済情勢等を勘案して、審議するものとする。

2 当該事業に関して市長が作成した対応方針案に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、意見を述べるものとする。

(委員会の審議方法)

第3条 委員会の審議方法については、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

(委員及び組織)

第4条 委員は、公共工事等に関する学識経験を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者の中から、市長が委嘱する。

2 委員の定数は、5人以内とする。

3 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長の互選は、委員の無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得たものをもって委員長とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによって定める。

3 委員長の互選につき、出席した委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推薦の方法によることができる。

4 委員長の任期は、委員の任期による。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長の要請に応じて委員長が召集する。

2 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の具申)

第7条 委員会は、審議した対象事業の進捗状況及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲内で市長に対して意見を述べることができる。

2 委員会は、前項の規定により意見を述べた場合は、その内容を公表することができる。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(秩序の保持)

第9条 議長は、会議又は審議の保持のために必要があると認める場合は、その秩序を乱し、又は不穏当な言動をした者を退場させ、又は入場者を制限することができる。

(議事録)

第10条 議長は、議事録を調整し、会議の次第を記録する。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

(委員会の事務局)

第11条 委員会の事務局は、総務部財政課に置く。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。